

★今回のテーマ：震災関連情報★

先般の東日本大震災におかれましては、被災された方や関係者の皆様方には心よりお見舞い申し上げます。さてこれに関連して、資金繰りや雇用対策等の融資・助成金などが発表されましたので、ご紹介いたします。

資金繰り対策—セーフティネット保証（5号）

震災に基づく取引先の倒産や風評被害などで売上が著しく減少した場合に、資金繰りのため金融機関から借入を行うにあたって、信用保証協会が保証する制度です。

<対象者> 以下のいずれかの要件を満たす中小企業者

- * 最近3か月間の月平均売上高等が前年同期比5%以上減少
- * 平成23年東北地方太平洋沖地震の発生後、原則として、最近1か月間の売上高等が前年同期比20%以上減少、かつその後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること など

<問い合わせ先> 最寄りの商工会議所

雇用の維持—中小企業緊急雇用安定助成金

雇いを維持するため、従業員の休業手当相当額の最高90%（上限・従業員1人あたり一日7,505円）を助成金として支給されます。

<具体的な活用事例> 日本経団連タイムス No. 3037号（3月31日付）

- * 交通手段の途絶により、従業員が出勤できない、原材料の入手や製品の搬出ができない、来客がない等のため事業活動が縮小した場合。
- * 避難指示など法令上の制限が解除された後においても、風評被害により観光客が減少したり、農産物の売り上げが減少したりした場合。
- * 計画停電の実施を受けて、事業活動が縮小した場合。

<問い合わせ先> 最寄りのハローワーク

番外—義援金の税務上の取り扱い

義援金の税務上の取り扱いについて、国税庁のHPに公表されましたので、ご興味のある方はご確認ください（「街かど募金」等の場合を除き、個人の場合は寄付金控除の対象、法人の場合は全額損金となります）。

<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/gienkin/toriatsukai.htm>

なお、法人・個人いずれの場合も、「義援金等を寄附したことが確認できる書類」が必要ですので、紛失なさいませんよう、ご注意ください。

—注意—

個人住民税（市民税・県民税）の寄付金控除は、国税庁HPに記載されている対象となる寄付金の範囲が異なります。例えば埼玉県さいたま市にお住まいの場合は

- ①地方公共団体（都道府県・市区町村）
- ②日本赤十字社埼玉県支部
- ③埼玉県共同募金会
- ④埼玉県又はさいたま市が条例により指定したもの

となります。「寄付金控除を最大限活用したい」という方は、この点にも留意するとよいでしょう。